三　前号の意見がないときは、その旨及びその理由
四　追記情報
五　前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して必要な報告
六　会計監査報告を作成した日

4　前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付する必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一　正当な理由による会計方針の変更
二　重要な偶発事象
三　重要な後発事象

第九条の見出し中「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第一項中「中期計画」を「中長期計画」に、「第三十条第二項第四号の二」を「第三十五条の五第二項第五号」に改める。

第十四条中「第二十四条第一項」を「第二十四条」に改め、「通則法」の下に「第三十五条の八において準用する通則法」を加える。

第十五条（見出しを含む。）及び第十六条（見出しを含む。）中「第四十八条第一項」を「第四十八条」に改める。

第十八条中「第五条第二項」を「第二十一条第三項において準用する同条第二項」に改め、「書類は、」の下に「同条第三項において準用する」を加え、「中期目標」を「中長期目標」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（次条において「通則法改正法」という。）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（事業報告書の作成に係る経過措置）

第二条　この省令による改正後の国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の財務及び会計等に関する省令（平成十七年文部科学省経済産業省令第二号）第六条の二第三項の規定は、通則法改正法の施行の日以後に開始する事業年度に係る事業報告書から適用する。

○文部科学省経済産業省令第二号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、及び特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）第五十二条第一項第六号の規定に基づき、特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第六号に規定する事務の区分を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

文部科学大臣　下村　博文
経済産業大臣　宮沢　洋一

特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第六号に規定する事務の区分を定める省令の一部を改正する省令

特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第六号に規定する事務の区分を定める省令（平成十九年文部科学省経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

本則各号列記以外の部分中「独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に、「特別会計に関する法律第三条」を「特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第三条」に改め、「第一号イ(1)(i)において同じ。」を削る。

第一号イ中「独立行政法人日本原子力研究開発機構が」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が」に、「独立行政法人日本原子力研究開発機構法」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法」に改め、同号ハ、ホ、ト、チ、ヌからヲまで及びタ並びに第二号ホ、チ及びタ中「独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○文部科学省経済産業省令第一号
原子力規制委員会規則

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、独立行政法人日本原子力研究開発機構の業務運営に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

文部科学大臣　下村　博文
経済産業大臣　宮沢　洋一
原子力規制委員会委員長　田中　俊一

独立行政法人日本原子力研究開発機構の業務運営に関する命令の一部を改正する命令

独立行政法人日本原子力研究開発機構の業務運営に関する命令（平成二十五年文部科学省経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の業務運営に関する命令

第一条中「独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改め、同条第一号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構法」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法」に改める。

第二条の見出しを「（中長期計画の認可申請）」に改め、同条第一項中「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同項第三号ロ中「独立行政法人日本原子力研究開発機構法施行令」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法施行令」に改める。

第三条の見出しを「（中長期計画に定める業務運営に関する事項）」に改め、同条中「第三十条第二項第七号」を「第三十五条の五第二項第八号」に改め、同条第四号中「中期目標」を「中長期目標」に改める。

第三条の次に次の二条を加える。

（業務実績等報告書）

第三条の二　機構に係る通則法第三十五条の六第三項に規定する報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。

事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書	当該事業年度に係る年度計画に定めた項目	一　当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第三十五条の四第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　中長期計画及び年度計画の実施状況 ロ　当該事業年度における業務運営の状況